

粉じんの管理濃度の改正について（報告）

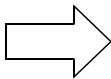
1 改正の概要

作業環境測定の結果の評価については、労働安全衛生法第65条の2第2項において、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従って行わなければならないこととされており、同項に基づき作業環境評価基準が定められている。

作業環境評価基準では、作業場の作業環境の良否を判断するための指標として管理濃度を物質ごとに定めている。

先般、厚生労働省労働基準局長が設置した管理濃度等検討会（平成19年8月から平成20年10月まで計6回開催）において、新たな科学的知見を踏まえ、粉じん、トルエン等の11物質の管理濃度等の見直しと、新たに作業環境測定の対象とするべきとされたホルムアルデヒド、ニッケル化合物等3物質について管理濃度等の検討を行った。

この結果、粉じんの管理濃度を次のとおり改正することとした。

現行の管理濃度		新たな管理濃度
$E = \frac{3.0}{0.59Q + 1}$		$E = \frac{3.0}{1.19Q + 1}$

E 管理濃度（単位：mg/m³）

Q 当該粉じんの遊離けい酸（結晶質シリカ）含有率（%）

2 今後の予定

- ・ 告示等公示 平成21年2月中旬以降
- ・ 施行日 平成21年4月1日